高額療養費の自己負担限度額が変わります

70歳未満の方の自己負担限度額

令和8年7月まで

区分	基礎控除後の総所得	自己負担限度額
ア	901万円超	252,600円＋(総医療費－842,000円）×1% ＜4回目以降：140,100＞
イ	600万円超～901万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% ＜4回目以降：93,000＞
ウ	210万円超～600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% ＜4回目以降：44,400＞
エ	210万円以下	57,600円 ＜4回目以降：44,400＞
オ	住民税非課税※**1**	35,400円 ＜4回目以降：24,600＞

令和8年8月から令和9年7月まで

区分	基礎控除後の総所得	自己負担限度額
ア	901万円超	**270,300**円＋(総医療費－**901,000**円)×1% ＜4回目以降：140,100＞ 年間上限：**1,680,000円**
イ	600万円超～901万円以下	**179,100**円＋(総医療費－**597,000**円)×1% ＜4回目以降：93,000＞ 年間上限：**1,110,000円**
ウ	210万円超～600万円以下	**85,800**円＋(総医療費－**286,000**円)×1% ＜4回目以降：44,400＞ 年間上限：**530,000円**
エ	210万円以下	**61,500**円 ＜4回目以降：44,400＞ 年間上限：**530,000円**（※）
オ	住民税非課税※**1**	**36,900**円 ＜4回目以降：24,600＞ 年間上限：**290,000円**

※1…住民税非課税の世帯に属する方。

70歳以上の方の自己負担限度額

令和8年7月まで

区分	課税所得	自己負担限度額
現並Ⅲ	690万円以上	252,600円＋(総医療費－842,000円）×1% ＜4回目以降：140,100＞
現並Ⅱ	380万円以上690万円未満	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% ＜4回目以降：93,000＞
現並Ⅰ	145万円以上380万円未満	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% ＜4回目以降：44,400＞
一般	145万円未満	57,600円 ＜4回目以降：44,400＞ 外来のみ：18,000 外来年間上限：144,000
低所得Ⅱ	住民税非課税※2	24,600円 外来のみ：8,000円
低所得Ⅰ	住民税非課税※3	15,000円 外来のみ：8,000円

令和8年8月から令和9年7月まで

区分	課税所得	自己負担限度額
現並Ⅲ	690万円以上	**270,300**円＋(総医療費－**908,000**円)×1% ＜4回目以降：140,100＞ 年間上限：**1,680,000円**
現並Ⅱ	380万円以上690万円未満	**179,100**円＋(総医療費－**597,000**円)×1% ＜4回目以降：93,000＞ 年間上限：**1,110,000円**
現並Ⅰ	145万円以上380万円未満	**85,800**円＋(総医療費－**286,000**円)×1% ＜4回目以降：44,400＞ 年間上限：**530,000円**
一般	145万円未満	**61,500**円 ＜4回目以降：44,400＞ 年間上限額：**530,000**円（※） 外来のみ：**22,000円** 外来年間上限：**216,000円**
低所得Ⅱ	住民税非課税※2	**25,700円** 年間上限：290,000円 外来のみ：**11,000円** 外来年間上限：**96,000円**
低所得Ⅰ	住民税非課税※3	**15,700円** 年間上限：180,000円 外来のみ：8,000円

※2…低所得者Ⅱとは、世帯主及び世帯全員が住民税非課税である方。
※3…低所得者Ⅰとは、住民税非課税の方で、かつ各種所得から必要経費・控除を引いた所得が0円の方（年金収入は826,500円以下）
(※)…「年収換算～約200万円」区分に該当することが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

〔現役並所得者とは〕
課税標準額が145万円を超える70歳以上の人及びその人と同一世帯に属する70歳以上の人（70歳以上の人が1人の場合総収入383万円以上、2人の場合520万円以上）

福岡県薬剤師国民健康保険組合

限度額適用・標準負担額減額認定証について

限度額適用認定証を提示することにより、入院等のとき医療機関の窓口で高額療養費の自己負担限度額までの負担となります。

マイナンバーを用いた情報連携により所得情報を取得し、自己負担の限度額区分を判定しています。判定された区分（適用区分）は、マイナポータルより確認できます。認定証の交付を希望する場合は、交付申請書を提出してください。

（注）ただし、情報連携により所得情報が確認出来ない（収入無し等で）方につきましては、所得証明書類等の提出をお願いすることがあります。下記参照。

診　療　期　間	判定対象所得年度	所得を判定する証明書等
R７年８月～R８年７月	令和６年分の所得	① 令和７年度市県民税特別徴収税額通知書 ② 令和７年度所得証明書(市町村発行)
R８年８月～R９年７月	**令和７年分の所得**	**・令和８年度市県民税特別徴収税額通知書** **・令和８年度所得証明書(市町村発行)**

・適用区分の判定対象所得年度は毎年 8/1 に変わります。

・薬剤師国保加入世帯全員の所得で判定するため、世帯構成に変更があった場合は適用区分が変わることがあります。

①　令和8年度市県民税納税通知書・市県民税特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)

※令和8年5月下旬頃～6月初め頃に各市区町村より発行されたものになります。

見本

②　令和8年度　市民税・県民税（所得・非課税）証明書

市民税・県民税(所得・非課税)証明書

※各市区町村の窓口で発行（有料）

住所			
氏名		生年月日	性別

年度	税目	課税標準額		市民税 所得割	市民税 均等割	県民税 所得割	県民税 均等割	年税額
令和8年度	市県民税	総合	¥3,096 千	¥245,600	¥3,500	¥61,400	¥2,000	¥312,500
		分離	¥0 千					

令和7年分 総所得金額	¥4,295,931

令和7年分所得の内訳

種類		金額
給与	収入	(¥4,354,450)
	内専従	(¥0)
	所得	¥3,041,600
公的年金収入 雑(年金)		(¥0) ¥0
雑所得		¥1,254,331

所得控除の内訳

※以下空白※				
	配偶者控除	一般		¥0
		老人		
	扶養控除	一般		¥0
		特定		
		老人		
		同老		
		16未		
	障害者控除 本人	特障		¥0
		普障		
	障害者控除 扶養	他障		
		特障		
		同障		
	基礎控除			¥430,000
	所得控除合計			¥1,198,945

記入例

限 度 額 適 用
国民健康保険　標準負担額減額　認定証交付申請書

福岡県薬剤師国民健康保険組合理事長　殿

下記のとおり申請いたします。

申請年月日　令和　　年　　月　　日

※太枠内の必要箇所に記入し、□には該当するものにレを入れてください。

組合員情報	被保険者番号（8桁）	8桁の被保険者番号			
	氏　名		個人番号（12ケタ）	12桁のマイナンバーを記入	
	住　所	〒　　― 組合員の自宅住所・連絡先をご記入ください TEL（　　）　　―			
認定対象者	氏　名		個人番号（12ケタ）	12桁のマイナンバーを記入	
	生年月日	昭・平・令　　年　　月　　日	続柄	□本人　□家族	
	傷病原因	□ 第三者行為(交通事故等)　□ 業務上　□ その他			
	療養予定期間	令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 日程が不明な場合は空欄でも可			
送付先		〒　　― 住所　通常は、ご自宅に送付しています。 宛名 TEL（　　）　　―			

2026.9.1

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
　限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

所得確認	□情報連携　□所得(課税)証明書　□その他(　　)				
発効期日			有効期限		
適用区分	□ ア 901万超 (上位2)	□ イ 600万超~ 901万以下 (上位1)	□ ウ 210万超~ 600万以下 (一般2)	□ エ 210万以下 (一般1)	□ オ 非課税 (低所得)

決裁	理事長	副理事長	常務理事	事務長	係	係

限 度 額 適 用
国民健康保険　標準負担額減額　認定証交付申請書

福岡県薬剤師国民健康保険組合理事長　殿

下記のとおり申請いたします。

申請年月日　令和　　年　　月　　日

※太枠内の必要箇所に記入し、□には該当するものにレを入れてください。

組合員情報	被保険者番号（8桁）			
	氏　名		個人番号（12ケタ）	
	住　所	〒　　― TEL（　　）　　―		
認定対象者	氏　名		個人番号（12ケタ）	
	生年月日	昭・平・令　　年　　月　　日	続柄	□本人　□家族
	傷病原因	□ 第三者行為(交通事故等)　□ 業務上　□ その他		
	療養予定期間	令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日		
送付先		〒　　― 住所 宛名 TEL（　　）　　―		

2026.9.1

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

所得確認	□情報連携　□所得(課税)証明書　□その他(　　)				
発効期日			有効期限		
適用区分	□ ア 901万超 (上位2)	□ イ 600万超~ 901万以下 (上位1)	□ ウ 210万超~ 600万以下 (一般2)	□ エ 210万以下 (一般1)	□ オ 非課税 (低所得)

決裁	理事長	副理事長	常務理事	事務長	係	係